

6 大玉村成年後見制度利用促進計画

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

このようなことから、本村においても、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進するため、「第1期大玉村成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

基本目標 成年後見制度の周知と適切な利用の促進

- 施策1 成年後見制度の理解促進
- 施策2 任意後見制度の利用促進
- 施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと中核機関の整備
- 施策4 村長申立ての適切な実施
- 施策5 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の推進
- 施策6 後見人等の担い手の確保・育成



7 大玉村再犯防止推進計画

犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱える人が多くいます。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるよう支援することが必要です。そして、犯罪をした人等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、社会復帰をすることで、住民が犯罪による被害を受けることの防止や安全で安心して暮らせる社会の実現につながります。

このようなことから、本村においても、誰一人取り残さない社会、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、「第1期大玉村再犯防止推進計画」を策定しました。

基本目標 再犯防止の推進と理解の醸成

- 施策1 再犯防止に関する周知・啓発と関係機関との連携強化
- 施策2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 施策3 就労や住居の確保等、安定した生活の確立に向けた支援

発行日：令和7年3月
編集：大玉村 住民福祉部 健康福祉課 社会福祉係
〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地
電話 0243-24-8115 FAX 0243-48-3137



第1期大玉村地域福祉計画

（成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画）

概

要

版



令和7年3月
大玉村

1 大玉村地域福祉計画とは？

近年、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加のほか、価値観やライフスタイルの変化等によって、地域におけるつながりが弱まり、助け合いや支え合いの機能の低下が懸念されています。

人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースや、8050問題やダブルケア等、複雑化・複合化した課題が浮き彫りとなっています。

こうした課題は、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども子育て支援制度等の制度のみでは解決が困難であり、公的な支援だけではなく、地域全体で支えていくことが重要となっています。

このようなことから、本村では、人々が地域において様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、自助、互助、共助、公助により地域福祉を推進し、「地域共生社会」の実現を目指すため、「第1期大玉村地域福祉計画」を策定しました。

また、本計画では、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方等の成年後見制度の適切な利用を促進する「第1期大玉村成年後見制度利用促進計画」、犯罪をした人等の社会復帰を支え、地域住民の犯罪被害の防止を推進する「第1期大玉村再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、福祉分野における「上位計画」として位置づけるものです。本村における最上位計画である大玉村総合振興計画や関連する個別計画との整合を図りながら、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定しています。

計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

計画の策定体制

本計画は地域ぐるみで推進を図る計画となっています。そのため、計画策定にあたっては、村民及び福祉関係者等で組織される「大玉村地域福祉推進協議会」や「村民アンケート調査」等を実施し、様々なご意見をうかがいながら策定しています。

- (1) 大玉村地域福祉推進協議会の実施
- (2) 村民アンケート調査の実施
- (3) 地域福祉住民座談会の実施
- (4) 関係団体へのヒアリング調査の実施
- (5) パブリックコメントの実施



2 地域福祉とは？

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域における諸問題に対し、地域住民や福祉関係者、行政等、様々な主体によって行われる取り組みのことです。

村民自らの努力（自助）や、地域における助け合いや支え合い（互助）、介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援など、それぞれが連携しあって取り組んでいくことが必要です。

自助

「自分や家族でできることは自分で」

互助

「自分では解決できない問題は隣近所で」

共助

「介護保険に代表される社会保険制度・サービスを活用して」

公助

「個人・家族や地域で解決できない問題等は行政で」

3 大玉村の地域福祉の推進における主な課題

統計データや村民へのアンケート調査、住民座談会、関係団体へのヒアリング調査等を踏まえ、大玉村の地域福祉の推進における主な課題を以下のとおり整理しました。

■主な課題

- | | |
|-----|---------------------------|
| 課題1 | 福祉に対する意識の醸成 |
| 課題2 | ボランティアや地域活動への参加促進 |
| 課題3 | 支え合いの仕組みの強化 |
| 課題4 | 高齢者の増加と孤立への対応 |
| 課題5 | 子どもたちが安心して生活できる環境の整備 |
| 課題6 | 高齢者や障がい者などが安心して生活できる環境の整備 |



4 計画の基本的な考え方

■基本理念■

誰もが地域で支え合いながら、 いきいきと安心して暮らせる村

人々が地域において様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、そして、地域共生社会の実現に向け、本計画の基本理念を「誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村」とし、地域福祉の取り組みを推進していきます。

■基本目標1■

みんなで支え合いつながり合う 人・活動づくり

地域福祉を進めるためには、地域住民がお互いに支え合い、つながり合うことが重要です。

全ての住民が「福祉は全ての人に関わる問題である」という認識を持ち、主体的に活動することができるよう、子どもから大人まで、幅広い層の福祉意識を高め、地域で活躍できる人材を育成し、住民が地域活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

お互いに助け合うことの大切さを広め、福祉の心を育むことで、地域全体で助け合い、支え合うことができる村を目指します。

■基本目標3■

誰もが安心して暮らすことができる まちづくり

誰もが安心して暮らしていくためには、まずは防災・防犯体制の充実が不可欠です。災害時の支援体制や地域におけるパトロールの強化など、安全対策を徹底することが求められます。また、生活困窮者やひきこもりの方への支援体制の強化も重要です。

地域において、困難を抱える方や誰にも助けを求められずにいる方など、誰もが安心して暮らすことができる村を目指します。

■基本目標2■

いきいきと健やかに暮らせる まちづくり

住民がいきいきと健やかに暮らしていくためには、健康づくりや社会参加・生きがいの推進が重要です。また、高齢者や障がい者、子どもなど、全ての住民が安心して生活できる環境を整えることが求められます。

適度な運動や社会活動により、健康寿命を延伸することや、全ての人が生活しやすい環境を整えることで、住民がいきいきと健やかに暮らしていくことができる村を目指します。

■基本目標4■

地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスのほか、地域における福祉活動の情報提供に努めることが重要です。また、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携のもと支援する体制を整えることが求められています。

多機関協働で、推進する体制を整えることにより、地域福祉の推進を図ります。

5 施策の展開

基本目標1 みんなで支え合いつながり合う人・活動づくり

基本施策1 福祉に対する意識の醸成

地域福祉を推進するためには、村民の福祉意識のさらなる向上が必要不可欠です。隣近所や地域でのあいさつ活動など、身近なところから福祉意識の醸成を図ります。関係機関の協力を得ながら、福祉体験機会の充実や地域活動への参加促進に努め、多様性を尊重し、地域で助け合い、支え合う意識を育みます。

基本施策2 ボランティアやNPO活動等の支援と担い手の確保・育成

村民がボランティア活動や地域活動へ気軽に参加することができるよう、イベントなどを通じたきっかけづくりや、積極的な参加が難しい方でも、自分のできる範囲で参加できるような取り組みを促進します。情報提供等により、ボランティア団体、NPO法人等の運営・活動を支援するとともに、関係機関と連携しながら地域の福祉リーダーの育成に努めます。

基本施策3 地域交流の場や機会の充実

高齢者と子ども、障がいのある方による交流の場や、子育て交流の場、子どもたちと地域の交流の場の充実を図るとともに、情報発信等の支援を行い、住民の積極的な参加を呼びかけます。



基本目標2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

基本施策1 社会参加・生きがいの推進

個人のライフスタイルにあわせた生きがいを持つことで、孤独感や不安を軽減し、精神的な安定をもたらすことが社会参加につながります。趣味や特技を活かした仲間づくり、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間交流など、地域資源を活用しながら幅広い社会参加を支援します。

基本施策2 健康づくりの推進

村民がいきいきと健やかに暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要です。村民ができるだけ自身で健康づくりに取り組めるよう、情報発信を行うとともに、各種健（検）診、相談支援等の実施により、ライフステージに応じた「体」と「こころ」の健康づくりを促進します。



基本施策3 高齢者、障がい者、子ども等への支援体制の強化

支援を必要とする人が必要な福祉サービスや制度を利用することができるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する各分野の個別計画に基づき、各福祉サービスの提供に努めます。

高齢者や障がいのある方、子どもたちとその家族が地域で孤立しないよう、福祉事業者等と連携し、相談支援等を中心とした継続的な支援に努めます。また、孤立を防ぐためには、地域での見守りや声かけが重要であるため、村民の理解促進に向けた啓発を行います。

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

基本施策1 防災体制の充実

緊急時に備え、日ごろから準備できる防災対策を啓発するとともに、村民による自発的な防災活動を促進するための支援を行います。また、村民と行政の協働により、災害時に配慮・避難支援等が必要な方の把握に努め、いざという時に適切な支援を行えるような体制の整備を図ります。

基本施策2 防犯体制の充実

村民が地域で安心して暮らしていくためには、犯罪や事故を未然に防ぐことや、防犯意識を高めることが必要です。村民の防犯意識の向上に向け、周知・啓発を行うとともに、犯罪や事故を抑制する環境の整備に努めます。



基本施策3 権利擁護・成年後見制度の推進

権利擁護・成年後見制度の推進においては、まずは村民の理解を深める必要があるため、広く周知します。また、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の設置を検討するとともに、認知症、障がいのある方の日常生活自立支援の利用促進にも努めます。

基本施策4 虐待の防止

子どもの虐待防止にあたっては、育児に悩みや不安を感じる親が一人で抱え込まず、周囲に相談できる環境づくりを推進するとともに、地域で子どもを見守るネットワークづくりに努め、虐待の未然防止、早期発見につなげます。また、高齢者や障がいのある方などに対する虐待やいじめ、配偶者やパートナーからのDV等についても、啓発と予防・早期発見に努めます。



基本施策5 生活困窮者への支援体制の充実

生活困窮者への支援にあたっては、生活に困っている、支援を必要とする人が声を上げやすい環境と、適切な支援へつながられる仕組みづくりが必要です。村民と地域、行政が連携し、日ごろの見守りや声かけ等を通じて、対象者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者を取り残さない支援体制の構築を図ります。

基本施策6 自殺対策の推進

生活に困難や生きづらさを抱える人が一人で抱え込み、地域で孤立することがないように、見守りや声かけを通じ、気づき・適切な支援へつなげるとともに、支援に携わる関係者への研修の実施等を行います。また、関係機関との密な連携による子ども・若者へのきめ細かな支援の充実、臨床心理士によるこころの健康相談の実施等により、生きることの阻害要因の軽減に努めます。

基本施策7 ひきこもり等の方への支援体制の充実

地域とのつながりが少ない状況にある人が孤立しないよう、居場所・生きがいづくりを推進します。また、地域や家庭、学校、子どもに関係する機関・団体と連携しながら、いじめや不登校の未然防止、適切な相談対応等の支援に努めます。

基本施策8 非行や犯罪をした人への支援体制の充実

未成年者の飲酒・喫煙、過度な飲酒によるトラブル、薬物の乱用等は、地域で発生し得る身近な問題です。村民が事件や事故に巻き込まれないよう、啓発活動の推進により正しい知識の普及を図ります。また、非行や犯罪をした人へは、再犯の防止と社会復帰を支えるため、地域住民の理解を得る取り組みを行うとともに、見守り・相談支援体制の構築を図ります。

基本施策9 生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域でこころよく生活するためには、生活環境の整備は必要不可欠です。村民が日ごろから身近な環境保全活動に取り組めるような働きかけを行うとともに、地域住民の移動を支える公共交通の利用について、村民の意見を取り入れながら、より効果的なあり方を検討・整備し、幅広い媒体を活用した情報発信に努めていきます。



基本目標4 地域福祉を推進する体制づくり

基本施策1 相談支援体制の充実

悩みや不安を抱える地域住民にとって地域が最も身近な相談窓口となるよう、民生児童委員と連携し、地域間の相談体制を構築するとともに、相談者の多様なニーズに対応できるよう、担当者の資質向上や担当者間の的確な引き継ぎにより、相談体制の強化につなげます。

基本施策2 情報提供の充実

村民が地域生活に必要な情報を手軽に入手できるよう、「広報おたま」をはじめとして、ホームページやSNS等の多様な媒体による情報発信の強化に努めます。

基本施策3 多機関協働の体制整備

地域福祉の推進に向け、社会福祉協議会をはじめ、地域のボランティア・NPO団体、福祉事業者、保健・医療機関等との協働による体制を整備していきます。

